

## 西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和5年10月31日(火)  
午後2時00分～午後3時10分

場 所 西尾市役所5階 51会議室

議 題 議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更(西尾市決定)について  
議案第2号 西三河都市計画下水道の変更(西尾市決定)について

報告事項 1) 西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地  
域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について

出席委員 嶋田喜昭 黒柳和義 本郷照代 藤井基夫 青山 繁  
牧千恵子 齋藤種治 朝岡市郎 手島とし子 外山好一  
梅本雄司 森 元宏 原田裕司

欠席委員 中根静夫 高須ゆき江

事務局 都市整備部長 吉田修二  
都市整備部技監 藤城正裕  
都市計画課長 青山 光  
都市計画課 主任主査 坂部 一  
技 師 鈴木颯人  
下水道整備課長 近藤茂弘  
下水道整備課 主 査 富永 稔  
環境業務課長 渡辺英昭  
課長補佐 古居 徹  
主 査 小池真史

公開の有無 公開  
傍聴人数 なし

事務局	<p>(開会) 午後2時00分</p> <p>皆様、お集まりになりましたので、只今から令和5年度第1回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、西尾市都市計画審議会委員の委嘱についてご連絡をさせていただきます。</p> <p>今年度に入り、委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>西尾市議会議長の 本郷 照代 様、同じく副議長の 藤井 基夫 様、同じく経済建設常任委員会委員長の 青山 繁 様、西三河建設事務所 西尾支所長の 森 元宏 様の4名でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、嶋田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>会長を仰せつかっております。大同大学教授の嶋田でございます。委員の皆様におかれましては公私ともご多忙の中、会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、第1回都市計画審議会の議案は、西尾市の都市計画変更に係る、「西三河都市計画生産緑地地区の変更(西尾市決定)について」、「西三河都市計画下水道の変更(西尾市決定)について」の2件が議案となっており、報告事項として、「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について」の1件がございます。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、ここからは会長に議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>只今の出席者は委員定数15名のうち、13名で、過半数に達しており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。」と規定されておりますので、会議録署名委員を指名したいと思います。</p>

会議録署名委員に本郷照代委員、梅本雄司委員を指名いたしますので、よろしく願います。

それでは、次第に基づきまして「2 議題」に入らせていただきます。

議案第1号 「西三河都市計画生産緑地地区の変更（西尾市決定）について」事務局より説明を求めます。

事務局

都市計画課長の青山でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第1号 1ページをご覧ください。

西三河都市計画生産緑地地区の変更の提案理由としましては、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定していますが、同法第14条の規定による生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、土地区画整理事業の仮換地指定に伴うもの、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、一部区域を変更するものであります。

2ページをご覧ください。都市計画変更後の生産緑地地区面積は、約50.9ヘクタールとなります。

3ページをご覧ください。

『生産緑地地区の変更理由書』でございます。中段に記載の「4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」としましては、①から⑦まででございます。また、下段にあります表の「5. 今回の都市計画変更の理由と内容」に、理由番号ごとの面積及び団地数をまとめてございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

生産緑地地区の変更状況でございます。上段の表は、全体の団地数と面積について、変更前後の数値を示したもので、団地数が17団地、面積が約3.2ヘクタール減少となっております。

下段の表は、変更面積等を団地ごとにまとめた、箇所別調書で、除外の主な理由としては「指定後30年が経過」や「主たる農業従事者の故障や死亡」による買取申出などがございます。

なお、「指定後30年が経過」とは、平成4年に生産緑地と指定してから30年が経過し、特定生産緑地に移行せず、買取申出をされた土地になります。

続きまして、変更する生産緑地地区の箇所について、ご説明いたします。

6ページの図面をご覧ください。

表示している数字が一团番号で、今回の変更団地となります。なお、変更団地は図中に丸で囲ってあります。赤い丸は、買取申出による変更箇所、青い丸は、区画整理、又は公共施設等の敷地となるための変更箇所になります。青い丸の変更箇所については、後程詳細を説明させていただきます。

図面右下の凡例でございますが、市街化区域境界線は赤線、既存の生産緑地地区は緑色、除外する生産緑地地区は黄色、土地区画整理事業の仮換地により指定する生産緑地地区は赤色で着色し、新しい一団番号を赤字にて表示しています。

このように、今回変更する生産緑地地区の箇所を示したものが6ページから11ページまでの図面となります。

6ページ下部左側の青い丸をご覧ください。

こちらの生産緑地地区については、天神前土地区画整理事業による仮換地に伴い、一団番号102-1、102-10、102-11、108-8、108-9、を新しい一団番号102-18、102-19、108-42に付け替えをします。

同じく6ページ下部右側の青い丸をご覧ください。

こちらの生産緑地地区については、公共施設等の敷地(保育園用地)となったため、一段番号109-60の一部を除外します。

7ページ中央の青い丸をご覧ください。

こちらの生産緑地地区については、公共施設等の敷地(道路用地)となったため、一段番号707-25の一部を除外します。

以降、8ページから11ページまでは、買取申出による変更箇所になります。

最後に、12ページをご覧ください

西三河都市計画生産緑地地区の変更のスケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県への事前協議を6月5日に行い、その回答を6月22日に受けております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を8月15日から29日まで行いました。この縦覧による閲覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。

今後、本審議会の答申を受けまして、県知事との協議を経て12月中旬、都市計画変更の決定告示を行う予定です。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

議案第1号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は挙手をし、議長からの指名を受けてから発言をお願いいたします。

質疑はございませんか。

委員

はい、議長

議長

黒柳委員

委員

二点お尋ねします。

理由書の中に、”公共施設等の敷地となった”とありますが、区画整理を除き、平均して、過去にどのくらい該当があるかお尋ねします。

続いて、市街化区域となりますので、農地から宅地に変わると今年

	<p>のような線状降水帯が発生した場合、排水が間に合わず毎年のように道路冠水などが発生すると思われます。加えて、西尾市は排水路の整備が遅れており土地改良区名義の水路に雨水排水を流している状態にあります。</p> <p>そのため、災害を未然に防ぐためにも、生産緑地の指定と排水路問題を都市計画の中でしていただきたいです。</p> <p>特に、生産緑地に指定されている土地について、一時的に雨水を貯留できる遊水地を設けられる場所があれば、排水路が出来るまで土地を有効に使って、遊水地を市で作って頂いたら下流への浸水被害を少しでも緩和できるのではないかと思います。</p>
議 長	事務局説明をお願いします。
事務局	<p>過去にどれくらいの生産緑地が公共施設等の用地を理由に解除されたのかという質問に関しましては、道路としてセットバックに伴い解除をされることが多いですが、毎年あるわけではなく、面積としてはそれほど多くないと記憶しております。</p> <p>続きまして、雨水貯留ですが、生産緑地は個人の土地を指定させていただいておりますので、個人的な協力も頂きながら貯留施設を考えていかなければならないため、都市計画として面積を確保して整備する計画は現段階では持っておりません。</p>
議 長	黒柳委員いかがですか。
委 員	<p>地権者様につきましては、生産緑地の指定により税金の免除があります。これでは免除した経済効果があまり見られないと思います。昔は地権者が自分で耕作をされていましたが、最近は自分で管理が出来なくなり、営農組合等へ委託している方が大半だと思うので、その点を踏まえるともう少し効力のある対策をしていただきたいです。</p> <p>雨水対策については、市役所周辺でも道路が冠水している状況ですので、条例改正してでも未然に災害が防げる努力をして、可能な土地があれば排水路の整備がされるまでの暫定的な遊水地を作れば市民の災害への不安を少しでも払拭できるかと思うので再度前向きな答弁を頂きたいです。</p>
議 長	事務局いかがでしょうか。
事務局	<p>改良区の水路、災害の対策について、下水道整備課の考えをお話しさせていただきます。</p> <p>過去、市街化区域内の排水不良箇所を整備してきましたが、最近の異常気象は激甚化していますので、丁田町から今川町までや、亀沢町、伊文町、平坂町など、浸水が常習化している箇所について、集中的に整備していくことを考えております。来年度以降の予算は検討中の為はっきりとは申し上げられませんが、浸水が常習化してしまっている区域を集中的に整備することで浸水解消を図ることを検討しております。</p> <p>また、土地改良区名義の水路につきまして、今まで維持管理も改良</p>

	<p>区へお願いしてきましたが、土地改良区も財政的に厳しいというお話を聞いておりますので、今後どうするかを土地改良区と西尾市で協議をしております。浸水対策を考える中で土地改良区の水路も必要不可欠な排水路となっておりますので、排水路としてどうしていくかを検討してまいります。</p>
議 長	<p>黒柳委員いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>土地改良区の水路についてお話しいただきましたが、市街化区域が現在ほど拡大する以前は農業用の水路として十分機能しておりました。しかし、近年では道路や宅地からの雨水が大量に流れてしまっております。現在、水路を土地改良区にて改修しておりますが、土地改良区の水路は農業用の水だけであれば今の幅で十分です。そこに一般の雨水等が入ってしまうとオーバーワークとなってしまいます。</p> <p>市として全庁一体となって調査、研究をしていただきたいです。以上、お願いとさせていただきます。</p>
議 長	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ちなみに排水の計画時間雨量はどのようにお考えですか。</p>
事務局	<p>5年確率で、時間50ミリで現況調査等を行っております。</p>
議 長	<p>全国的にも50ミリが多いですが、最近、尋常じゃない降り方をしていますので、将来的には考えていただければと思います。</p> <p>私から1点お聞きします。6ページの青い丸は換地に伴うものという事で、区画整理を行うという事ですか。</p>
事務局	<p>はい。そうでございます。</p>
議 長	<p>先程から排水の話がありますが、調整池等も整備されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。左側の丸が天神前土地区画整理になりまして、こちらには調整池があり、区域内に確保させていただいております。</p>
議 長	<p>調整池も計画していかないと、黒柳委員のご心配に繋がるかと思えます。農地がある事で保水能力が高まっている面もありますので、農地が無くなることで貯水能力の低下につながるため、調整池は重要になりますので併せて考えていただきたいと思えます。</p> <p>他にご質問いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>森委員。</p>

委員	資料にて1点確認したいことがあります。7ページの参考図であります。事務局からの説明で、707-25については、道路用地になるため一部除外とあったと思いますが、図中に黄色い着色が見えないです。5ページの表を見ますと、一部除外で、 $-5\text{ m}^2$ とあるので、黄色が見えないのですが、この中のどこか僅かが除外となるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい。その通りでございます。右側の道路にセットバックでかかってしまうという事で、土木課で道路整備を行うため、一部除外させて頂くという事になります。
議長	他にいかがでしょうか。
委員	はい、議長。
議長	青山委員、お願いします。
委員	1点確認です。生産緑地は農地が無くならないように維持していくというスタンスかと思いますが、生産緑地指定後30年が経過して、なおかつ、特定生産緑地に移行していなければ、地権者からの申出によって指定解除できるという事ですが、特定生産緑地に移行された地権者は全体のどのくらいありましたか。
事務局	この場に手持ち資料がありませんので正確な数値ではありませんが、昨年度、特定生産緑地に指定をさせていただきました面積は、市内三町を含めて54.1 haの生産緑地の内、34.9 haの生産緑地が旧西尾市内にございました。そのうち28.2 haを特定生産緑地として指定をさせていただいております。従って、おおよそ8割程度の方が特定生産緑地に移行されたと認識しております。
委員	二割の方はこれから制限が無くいつでも解除できるのですか。
事務局	買取申出書を提出いただき、手続きを踏んだ後、解除が可能となります。
議長	参考図の緑色、既存の生産緑地地区の中に、特定生産緑地も混じっているという事ですか。
事務局	はい。
議長	色分けすると分かりやすいと思います。
事務局	こちらの図面は愛知県と協議した際の資料になります。生産緑地の指定は都市計画決定となり、愛知県と協議を行いますが、特定生産緑地は市で指定をする事になっておりますので、図面は作成していません。その為、生産緑地の協議資料を使用させていただいております。

議 長	この緑色の約8割が特定生産緑地に指定されているという事ですか。
事務局	そうです。
議 長	他にいかがでしょうか。
委 員	はい、議長。
議 長	手島委員をお願いします。
委 員	浸水対策について、現状を報告させていただきます。丁田町に住む知人から、大雨の際は冠水するので自宅駐車場に駐車できないため、大雨が降りそうときは名鉄の駐車場に移動させると言われます。また、今川町に住む知人は、冠水してしまって自宅へ戻れないと言われます。先程排水の計画が5年ほどとお話しされましたが、実際に困っている方たちが沢山いますので、もう少し緊急に対策をしていただいて、安心できる地域にさせていただけるとありがたいと思いますので現状の報告をさせていただきました。
議 長	事務局いかがでしょうか。
事務局	特に丁田町から今川町にかけては私共も浸水が常習化している地域と認識しております。その原因の一つとして、このあたりの水は北浜川東部雨水幹線と言って、今川町を起点に長縄町の浄化センター辺りで北浜川へ排水されるのですが、排水先である北浜川が改修途中ということもあり、大雨が降ると北浜川の水位が上昇してしまい、北浜川東部雨水幹線も十分な排水できず花ノ木保育園周辺も冠水や床下浸水が起こっていると思います。 先程5年と申し上げましたが、5年確率のことで、今までの整備が概ね5年に一回程度発生するだろうという、時間50ミリ降った雨に対応できるような水路で改修を進めてきました。そちらも現在、整備途中ですが、昨今の異常気象は尋常でない雨が年に数回降ってしまい、道路冠水してしまうという異常な事態でありますので、市内でも浸水常習地域を集中的に整備していきたいと思えます。最初にお話しした、北浜川の水位が下がらないので、市役所周辺一帯まで冠水してしまうというお話もありますが、北浜川の整備に多くの時間がかかるので、調整池やボトルネックの改修等、北浜川の改修が済むまでに出来ることの検討段階にあります。
議 長	委員いかがでしょうか。
委 員	ありがとうございます。出来るだけ実施は早くお願いします。
議 長	他にいかがでしょうか。 それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わります。



	<p>採決を行います。</p> <p>議案第1号、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>一 同 議 長</p>	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「西三河都市計画下水道の変更（西尾市決定）について」事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号「西三河都市計画下水道の変更（西尾市決定）について」ご説明いたします。</p> <p>本議案は、下水道全体計画見直しに伴い排水区域の変更（削除）を行うものでございます。</p> <p>本市の公共下水道事業につきましては、矢作川流域関連公共下水道事業として昭和52年度の事業認可より事業着手し、継続して整備を進めております。</p> <p>令和4年度末の進捗状況としましては、面積整備率93.3パーセントとなっており、市街化区域内は土地区画整理事業予定地などの一部を除き概ね完了し、令和7年度の概成を目指し、残りの未整備区域について、計画的に整備を進めております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、愛知県に対し事前協議した計画書です。</p> <p>2. 排水区域とありますのは、愛知県の都市計画の手引きにある番号となっております。</p> <p>下水道全体計画区域見直しに伴い排水区域の変更を行うもので、4ページ以降の総括図表示のとおり変更いたします。今回の変更により、汚水の排水区域は約21ha削除され、約2,492haとなります。雨水について変更はありませんので、約2,492haのままでございます。</p> <p>続きまして、本議案の提案理由についてご説明いたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>添付いたしました資料は、愛知県に対し事前協議を行った際の原因書でございます。</p> <p>昨今の下水道事業の状況は、公共事業予算が年々縮小される中で、今後、これまで整備を行ってきた膨大な施設を維持管理していく負担も大きくなると予想され、財政的に非常に厳しい状況となっております。このような状況におきましても汚水処理の早期概成を成すべく、下水道以外の整備手法も考慮する必要性が求められております。</p> <p>また、令和3年度に策定いたしました汚水適正処理構想では、既整備地区及び設計済み区域を精査したうえで、下水道未整備区域について浄化槽区域へ転換する方針といたしました。</p> <p>これらの理由から、下水道汚水整備を行う見込みの無い区域として、</p>

一色町治明の一部（約21ha）を下水道の排水区域から削除するものでございます。なお、この削除する区域につきましては、平成30年度に有識者と市民で構成する西尾市上下水道事業審議会の「下水道未整備地区の凍結（浄化槽への転換）」の答申を受け決定し、令和元年11月15日に地元へ回覧し、周知を行っております。

一枚はねていただいて、4ページをご覧ください。西三河都市計画下水道の変更〔総括図〕雨水でございます。こちらは、愛知県に対し事前協議した雨水の総括図です。青色の1点鎖線が雨水の排水区域界を表示しております。雨水関係につきましては、今回は変更ございません。

もう一枚はねていただいて、5ページ、こちらは愛知県に対し事前協議した〔総括図〕汚水でございます。図面は縮小されており、分かりにくく恐縮ですが、図面左側、一色町治明の一部を黄色の一点鎖線で囲っております。こちらが今回の変更で下水道処理区域から削除する部分となります。その他、汚水幹線、汚水ポンプ場、流域下水道幹線、流域下水道ポンプ場、流域下水道処理場については変更ございません。

続きまして、6ページ、こちらは5ページ〔総括図〕汚水から今回の変更する部分を拡大したもので、黄色の斜線部分が、今回の変更で下水道処理区域から削除する部分となります。

最後に都市計画策定の経緯、手続きについてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

本日の都市計画審議会に先立ち、説明会を令和5年6月27日、愛知県への事前協議を8月30日に行っております。事前協議の回答を9月19日に受け、都市計画法第17条に規定されている縦覧を10月11日から10月25日まで行いました。この縦覧による縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

今後、知事への協議を11月中旬に行い、令和5年12月下旬に決定告示をする予定でございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長

議案第2号の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

委員

はい、議長。

議長

黒柳委員。

委員

治明地区を除外ということですが、今後は浄化槽等でやられると思います。都市下水、集落排水で済んでしまったご家庭への費用負担はどのようですか。今後、治明地区の方が新たに合併浄化槽を入れた際の補助率等を勘案して、下水の整備をされた区域の住民よりも余分な負担を掛けないように市も努力して頂いて、同じ市民でありますので公平な費用負担で出来るようにしていただければ浄化槽の切り替えを

	<p>推進できるのではないかと思いますので西尾市の考えをお尋ねします。</p>
議 長	<p>事務局説明を願います。</p>
事務局	<p>この区域は市街化調整区域ですが、合併前の平成3年に一色町がこの区域を都市計画決定されました。現状は下水がありませんので、浄化槽で集落を形成していると思いますが、下水としてもかなり厳しい財政状況でやっていますので、どうしても全部は対応できないという方針でやっております。今回の都市計画決定は治明地区ですが、他の調整区域でも変更をさせていただいております。</p> <p>補助につきましては、今回の地区は下水道区域に指定されておりました、下水道区域に指定されていますと浄化槽の補助自体が受けられない状態でありました。実際、将来的には整備する予定でありましたが、財政状況を加味して難しいという判断で、今回、下水道区域から外すことによって治明地区の方は浄化槽の補助金を受けられることとなります。</p> <p>先程、委員の発言された公平な費用負担という事ですが、治明地区の方に＋αという事は出来ません。市内全域の下水道区域でない方に対する単独浄化槽と汲み取りの方が合併槽にする場合は、環境部にて補助金を受けられますので報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>委員いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>治明区域は海拔が非常に低いと思います。新たに個人の家庭で掘削をして浄化槽を入れると、市役所周辺の方が同じ大きさの浄化槽を入れるよりも水位が高く水抜きをしながら入れなければなりません。その分、設置者の負担は大きくなると思います。出来るだけ市民の公平さを考えていただいて円満な環境が出来るようにしていただきたいです。</p>
議 長	<p>ご意見として承ります。他にございませんか。</p>
委 員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>外山委員。</p>
委 員	<p>ここ数年、海の荒廃が進み海産物が獲れなくなっていますので、元の環境に戻るような配慮をお願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>今、ご意見のありました件について、西尾市は流域下水道と言いまして、県でまとめて処理して頂いておりますが、そのような状態である事は重々承知しております。現在、県にて実験的にリンを入れて矢作川と豊川でどれだけ海苔などの海産物が育つか調査しております。西尾市で詳細をお伝えすることは出来ませんが、県にそのようなご意</p>

	見があったことは伝えさせていただきます。
議 長	よろしかったでしょうか。
委 員	ありがとうございます。
議 長	他にいかがでしょうか。 確認をさせていただきたいのですが、下水道の整備は市街化区域優先であるべきと思っておりますが、残りの数%の未整備の区域はどちらになりますでしょうか。
事務局	寺津町の工業地域と南中根町の工業地域が未整備の区域になります。
議 長	住居系の場所は整備が完了しているという事でしょうか。
事務局	寺保北土地区画整理事業予定地は未整備となっておりますが、区画整理事業が進捗すれば同時に整備をしていくことになります。
議 長	計画として現在の調整区域で整備の計画は残っていますか。
事務局	一部ございます。現在整備中ですが、下町です。
議 長	市街化区域に隣接している箇所ですか。
事務局	はい。
議 長	そういった箇所であればやりやすいので結構かと思えます。今回は少し離れていると思いますが、調整区域でもあるという事で理解しました。 他にご意見いかがでしょうか。 それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わりにして、採決を行います。
	議案第2号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。 本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。
	続きまして、次第の「3 報告事項」に入らせていただきます。 説明後、ご意見を賜りますので、よろしくお願い致します。 ① 「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について」事務局

<p>事務局</p>	<p>から説明を求めます。</p> <p>これより、西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について、説明させていただきます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業については、都市計画決定内容の変更にあたり、「都市計画運用指針」に基づく手続きを令和3年度から実施しております。</p> <p>そして今回、「都市計画案」の作成にあたり、その原案について地域の方への説明会を実施しましたので、本日はこの内容について報告させていただきます。</p> <p>「2. 都市計画案（原案）」について説明いたします。</p> <p>都市計画の種類は、「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）」です。</p> <p>名称は、現在と同じ「西尾市クリーンセンター」です。</p> <p>位置は、現西尾市クリーンセンターであり、「西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか」です。</p> <p>区域は、現在は図に示す赤色の約4.39haが都市計画決定されている範囲ですが、これに青色で示す約0.06haの範囲を加えることにより、変更後の面積は約4.45haとなります。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>「3. 都市計画案（原案）に関する説明会の実施状況」について説明いたします。</p> <p>説明会は、10月12日に西尾市クリーンセンターで、10月15日に西尾市役所で開催しました。</p> <p>次に、「4. 都市計画案（原案）に対する意見等」についてです。</p> <p>都市計画案の原案については、説明会において意見聴取することとされております。</p> <p>いただいた主なご意見・ご質問及びそれに対する事業者回答は、表に示しているとおりです。</p> <p>「現在、駐車場となっている場所に新しい施設を建設するが、敷地内に駐車場を十分に確保することはできるのか。」というご意見や、「現在の施設を建設する際に、今回の都市計画手続で追加する範囲を指定していなかった理由は何か。」といったご質問をいただきました。</p> <p>都市計画案の内容については、今回のご意見を踏まえても特段に修正する内容は無いと考え、原案をそのまま「都市計画案」といたしました。</p> <p>最後に、「5. 今後の予定」について説明いたします。</p> <p>これまでの都市計画手続の実施状況としては、「都市計画の構想段階評価書の案」、「都市計画の構想段階評価書」及び「都市計画の概略の案」を公表しています。</p> <p>そして今回、「都市計画案」の作成にあたり、地域の方への説明会を実施しました。</p> <p>今後は、令和5年度の末から「都市計画案」の公告・縦覧を行</p>
------------	---

	<p>い、本都市計画審議会にてのご審議を経て、令和6年度の都市計画決定に向けて手続を進めていく予定としております。</p> <p>本日の説明は以上です。</p>
議長	<p>説明は終わりました。</p> <p>ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>手島委員。</p>
委員	<p>4. 都市計画案に対する意見と回答のうち1番ですが駐車場用地を敷地外で確保することも検討していますという回答が出ていますが、場所はどちらになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>場所は調整中ではありますが、敷地に隣接した場所は無いため、少し離れた場所に駐車場は確保していきたいと考えております。</p>
委員	<p>こちらの施設を利用される方の多くはゴミを搬入される方だと思います。なるべく駐車場が近くにあると便利かと思いますが、その辺りは考慮されていますか。</p>
事務局	<p>今回、敷地外に確保する駐車場については、施設職員の駐車場になります。一般の方の駐車場は今まで通り、敷地内で対応させていただきますのでご迷惑は掛からないと考えております。</p>
議長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>それでは、特に質疑もないようですので、①「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画案について」を終わります。</p> <p>本日の審議会を通して何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>齋藤委員。</p>
委員	<p>政府が食料農業農村基本法の改正に向けて現在方向性を示しております。</p> <p>国際情勢や異常気象による不測時に関わらず国民へ食料が届くような食糧安全保障に向けて取り組んでいると思います。</p> <p>現在、食料自給率の62%は海外の農地で作られておりまして、優良農地の転用が進んでおります。特にインターチェンジや幹線道路沿い、既存の工業地帯は優先的に転用されていると思います。</p> <p>西尾市のマスタープランでも方針図の拠点の中に優良農地も入っています。現在農業者の数が減っていますが、農地は個人の財産であるだけでなく国の財産だと思いますので是非基本法の改正に合わせて農振地域、優良農地を利用する開発を慎重に検討してほしいで</p>

	す。出来れば見直してほしいと思います。
議 長	事務局いかがでしょうか。
事務局	4月から都市計画マスタープランを公表させていただいておりまして、産業拠点(工業系)を調整区域の優良農地においても指定させていただいております。市としても市の発展も含めた区域の指定をさせていただいておりますが、農業とのバランスも見ながら、農水振興課と調整して進めてまいりたいと思いますので、将来都市構造図はご理解いただきたいと思います。
議 長	ご意見ありましたので、調整頂ければと思います。  本日、予定しておりました、「議題」「報告事項」すべての案件が終わりました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 それでは、次第の「4 その他」であります。全体を通して何か質問等はございますか。
委 員	今後、都市計画審議会はありますか。
事務局	令和6年2月1日に令和5年度第2回都市計画審議会を予定させていただいております。  他にございませんか。 特に無いようでありますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。  事務局より2点連絡させていただきます。 1点目は、本日の議事録を事務局にて作成いたしました後、会議録署名委員に指名されました本郷照代委員、梅本雄司委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。 2点目は、令和5年度第2回の都市計画審議会は、令和6年2月1日を予定しております。日程が近づきましたら、正式なご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。  (閉会) 午後15時10分